



4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司		3 松橋 聰	4 北谷 昭一
	6 澤口 久美		8 千葉 実
9 山崎 幸一	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	12 中原 秋美
		15 花木 慶喜	
17 島田 宗央	18 追永 直哉	19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
	22 三澤 実		24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
2 佐藤 輝美 5 井上 靖 7 和田 利弘			
13 井上 豊 14 秋葉 宏之 16 松田 和浩			
21 羽田 雄一 23 藤井 和人			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘		主事 石山 飛翔	

議長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年第9回湧別町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、17名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、8番 千葉委員及び11番 渡辺委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
委員一同	
議長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p>
事務局	<p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。</p> <p>前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p> <p>令和7年8月25日に開催されました、令和7年第8回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p>
議長	<p>8月28日に北見市ホテル黒部においてオホーツク農業委員会連合会臨時総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>9月16日・9月18日に令和7年第3回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p>
事務局	<p>本日、令和7年第9回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p> <p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
	<p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において2件提出されております。</p>

事務局	<p>内容を説明しますので議案書3ページをご覧ください。その1、証明願出人は遠軽町〇〇〇〇さん、所有者は錦町〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが錦町〇〇〇番〇で地目は、公簿が畠、現況が農地採草放牧地以外、面積は1,866m<sup>2</sup>で、利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は三澤委員、北谷委員、松下委員です。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書4ページをご覧ください。その2、証明願出人は遠軽町〇〇〇〇さん、所有者は錦町〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが錦町〇〇〇番〇外1筆で地目は、公簿が畠、現況が農地採草放牧地以外、合計面積は1,441m<sup>2</sup>で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は三澤委員、北谷委員、松下委員です。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
事務局	<p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p>
	<p>議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項および第6項の規定により通知があつたので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において1件の合意解約が提出されております。</p>
	内容の説明をしますので、議案書6ページをご覧ください。

	<p>番号1、利用権の設定をした者は、北兵村三区 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、富美 ○○○○さんです。</p> <p>土地の所在は北兵村三区○○○番○の内 外1筆で、地目は、公簿、現況ともに畠で合計面積は14, 737m<sup>2</sup>でございます。利用権の期限は令和11年12月31日までの5年間として受けっていましたが、貸主の都合により令和7年9月22日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。
	日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書8ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、譲渡人が芭露 ○○○○さん、譲受人は芭露 ○○○○です。土地の所在ですが芭露○○○○番○ 外2筆、面積合計は45, 941m<sup>2</sup>です。権利移転目的は譲渡人が規模縮小のため、譲受人は規模拡大のためで、売買による所有権移転で売買金額は4, 594, 100円です。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地の買入協議について。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、農地の所有者から所有権移転に係るあっせんの申し出があった別紙農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められているので、同公社に買入協議を行う通知をされるよう同法第22条の2第2項により湧別町長に要請するものです。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書10ページをご覧ください。所有権移転になります。</p> <p>番号1番、あっせん申出者は、東〇〇〇〇さんです。買入協議の必要な土地の所在は、東〇〇〇番〇外3筆で合計面積は119,710m<sup>2</sup>であり、利用目的は普通畠です。利用権設定等の種類は所有権で成立する法律関係は売買となります。あっせん申し出を受けた日は、令和7年9月5日となっており、買入協議が必要な理由としては農用地の買入価格において協議の結果不調のためです。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、あっせん申出者は、錦町〇〇〇〇さんです。買入協議の必要な土地の所在は、福島〇〇〇番〇外3筆で合計面積は19,711m<sup>2</sup>であり、利用目的は普通畠です。利用権設定等の種類は所有権で成立する法律関係は売買となります。あっせん申し出を受けた日は、令和7年8月28日となっており、買入協議が必要な理由としては農用地の買入価格において協議の結果不調のためです。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。 総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和7年第9回湧別町農業委員会総会を閉会します。
閉会	14時00分
	この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。
議長	
署名委員	
署名委員	